

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、年次改善プロセスの一環として IFRS 会計基準の修正を公表

目次

本 iGAAP in Focus では、2024 年 7 月に国際会計基準審議会（IASB）から公表された「IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）」を解説する。

背景

修正案

発効日および経過措置

さらなる情報

- IASB は、年次改善プロセスの一環として、以下の IFRS 会計基準の修正を公表した。

–IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」

- » 初度適用企業によるヘッジ会計

–IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

- » 認識の中止に係る利得または損失
- » 公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示
- » 信用リスクの開示

–IFRS 第 9 号「金融商品」

- » リース負債の認識の中止
- » 取引価格

–IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

- » 「事実上の代理人」の判定

–IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」

- » 原価法

- 本修正は、2026 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示することが要求される。

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

背景

IASB は、年次改善プロセスの一環として IFRS 会計基準の修正を公表した。これらの年次改善は、十分に軽微であるかまたは範囲が狭いため、それらの修正が関連していないか、1 つの文書にまとめられた。年次改善は、IFRS 会計基準の文言を明確化するか、または比較的軽微な意図せざる帰結、見落としもしくは基準の要求事項間の矛盾を訂正または修正する変更に限定される。

修正

初度適用企業によるヘッジ会計（IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正）

利害関係者は IASB に、IFRS 第 1 号 B6 項の文言と IFRS 第 9 号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項との間の不整合から生じる混乱の可能性について報告した。修正前の IFRS 第 1 号 B6 項はヘッジ会計の「条件」に言及していたが、IFRS 第 9 号のセクション 6.4 はヘッジ会計の「適格要件」を定めている。IFRS 第 1 号 B6 項は当初、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計の要求事項と整合するように書かれていた。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 9 号の要求事項と IFRS 第 1 号 B5 項および B6 項との整合性を向上させるために IFRS 第 1 号 B5 項および B6 項を修正し、IFRS 第 1 号の理解可能性を向上させるために IFRS 第 9 号 6.4.1 項への相互参照を追加した。

認識の中止に係る利得または損失（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正）

2011 年 5 月、IASB は IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表し、いくつかの IFRS 会計基準に結果的修正が行われた。当該修正には、IFRS 第 7 号 27 項から 27B 項の削除が含まれていた。しかし、IFRS 第 7 号 B38 項において、IASB は、IFRS 第 13 号の公表後に使用されない IFRS 第 7 号 27A 項へ参照を削除することを省略した。

したがって IASB は、IFRS 第 7 号 B38 項において使用されない相互参照を更新し、IFRS 第 7 号 B38 項の文言を IFRS 第 13 号で使用されている用語と合わせた。

公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示（IFRS 第 7 号の適用ガイダンスの修正）

IASB は、IFRS 第 13 号を公表した際、IFRS 第 7 号 28 項の文言を IFRS 第 13 号で使用されている文言および概念と整合させるために修正した。しかし、IASB は、IFRS 第 7 号 28 項の開示要求の一部を例示する IFRS 第 7 号 IG14 項の修正を省略した。その結果、IFRS 第 7 号 IG14 項の文言の一部は、IFRS 第 7 号 28 項の文言と整合していなかった。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 7 号 IG14 項の文言を IFRS 第 7 号 28 項と整合させるために、また IFRS 第 7 号 IG14 項の設例での文言の内部整合性を向上させるために、IFRS 第 7 号 IG14 項を修正した。

「はじめに」および信用リスクの開示（IFRS 第 7 号の適用ガイダンスの修正）

利害関係者は IASB に、IFRS 第 7 号 IG20C 項が IFRS 第 7 号 35M 項のすべての要求事項を例示していないことを記載していないため、明確性が欠如している可能性があることを報告した。さらに、IFRS 第 7 号 35H 項と 35I 項の要求事項の適用を例示する IFRS 第 7 号 IG20B 項は、「この例は、購入または組成した信用減損金融資産に関する要求事項は示していない」と記述していた。利害関係者は IASB に、この記述により、IFRS 第 7 号 IG20C 項においても IFRS 第 7 号 35M 項の特定の要求事項を例示していないと記述することを、読者が期待する可能性があることを報告した。

これらの問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 7 号 IG1 項を修正し、本ガイダンスが必ずしも参照された IFRS 第 7 号の項のすべての要求事項を例示しているわけではないことを明確にする記述を追加した。IASB はまた、IFRS 第 7 号 IG20B 項を修正し、例示されていない要求事項の部分についての説明を簡素化した。

リース負債の認識の中止（IFRS 第 9 号の修正）

利害関係者は IASB に、リース負債の認識の中止に関する借手の会計処理に関する明確性の欠如について報告した。IFRS 第 9 号 2.1 項(b)(ii)には、IFRS9 号 3.3.1 項への相互参照が含まれているが、IFRS9 号 3.3.3 項への相互参照は含まれていない。一部の利害関係者は、IFRS 第 9 号に従ってリース負債が消滅したとき、借手は IFRS 第 9 号 3.3.3 項を適用し、その結果生じる利得または損失を純損益に認識することが要求されるのか、または、たとえば、IFRS 第 16 号「リース」に従って、認識されている使用权資産に対応する修正を行うことが要求されるのかどうか明確ではないと報告した。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 9 号 2.1 項(b)(ii)を修正し、IFRS 第 9 号 3.3.3 項への相互参照を追加した。本修正により、借手は IFRS 第 9 号に従ってリース負債が消滅したと判断した場合、借手は IFRS 第 9 号 3.3.3 項を適用し、その結果生じる利得または損失を純損益に認識することを要求されることが明確化された。

見解

一部の利害関係者は、IFRS 第 9 号と IFRS 第 16 号の相互関係 — 具体的には、借手は IFRS 第 16 号で定義されているリースの条件変更とリース負債の消滅（または部分的な消滅）をどのように区別するのかを明確にするよう IASB に求めた。IASB は、当該相互関係の明確化は年次改善の範囲を超えると結論付けた。

取引価格（IFRS 第 9 号の修正）

利害関係者は、IFRS 第 9 号 5.1.3 項と IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項との間の不整合について IASB に報告した。IFRS 第 15 号 105 項を適用する企業は、対価に対する無条件の権利を債権として区分表示することが要求される。しかし、債権は、当初認識時に、収益として認識された取引価格の金額とは異なる金額で測定されることがある（IFRS 第 15 号に付属する設例 40 に例示されているとおり）。したがって IASB は IFRS 第 9 号 5.1.3 項を修正し、「取引価格（IFRS 第 15 号で定義）」を「IFRS 第 15 号を適用して算定される金額」に置き換えた。

IFRS 第 9 号 5.1.3 項から「取引価格」の用語が削除された後は、IFRS 第 9 号では、IFRS 第 15 号における「取引価格」の定義方法と関連するような当該用語の使用は残っていない。したがって IASB は、IFRS 第 9 号の付録 A における「取引価格」（IFRS 第 15 号の定義による）への参照を削除することを決定した。

「事実上の代理人」の判定（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正）

利害関係者は IASB に、IFRS 第 10 号 B73 項と B74 項の要求事項は、状況によっては矛盾する可能性があるとして報告した。IFRS 第 10 号 B73 項は、「事実上の代理人」を投資者のために行動する当事者として言及し、他の当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの決定には、判断が必要であると規定している。しかし、IFRS 第 10 号 B74 項の第 2 文には、より決定的な文言が含まれており、投資者の活動を指図する人々が当事者に対して投資者のために行動するよう指図する能力を有する場合、当該当事者は事実上の代理人であると規定している。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 10 号 B74 項を、より決定的でない表現を用いるように修正し、IFRS 第 10 号 B74 項で記載された関係は、当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの判断が必要とされる状況の一例にすぎないことを明確にした。

原価法（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正）

2008 年 5 月、IASB は、「子会社、共同支配企業または関連会社に対する投資の原価」を公表することにより、IFRS 会計基準を修正した。これらの修正の一環として、IASB は IFRS 会計基準から「原価法」の定義を削除した。しかし IASB は、IAS 第 7 号 37 項から「原価法」という用語への参照を削除しておらず、これは見落としであった。

したがって IASB は、IAS 第 7 号 37 項を修正し、「原価法」という用語を「取得原価で」に置き換えた。

発効日および移行措置

本修正は、2026 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示することが要求される。

企業は、本修正を最初に適用する事業年度の期首以後に消滅するリース負債に対して、IFRS 第 9 号 2.1 項(b)(ii)の修正を適用することが要求される。その他の修正に関しては特段の経過措置は設けられていない。

さらなる情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301